

「平成 20 年経済産業省企業活動基本調査における民間競争入札実施要項案」に対する民間からの意見とその対応について  
 (意見公募期間：平成 19 年 11 月 19 日～平成 19 年 12 月 3 日)

1. 意見提出件数 : 2 件
2. 意見の概要及びご意見に対する考え方

番号	意見対象箇所	意見の概要	ご意見に対する考え方
1	3 民間競争入札に参加する者に必要な資格 (5) 経済産業省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の調査・研究において「A」の等級に格付けされている者であること。	本件業務に従事するに際し「A」である必要は無く「C」で良いと考える。	経済産業省においては「役務の提供」における予定価格が3千万円以上の調達については「A」等級に格付けされていることを参加の目安としているところ。今回の「経済産業省企業活動基本調査」は、公共サービス改革法に基づく民間開放の対象業務では、経済産業省で実施する指定統計調査として、調査票等関係書類の印刷から集計までの幅広い業務を初めて一括して外注することから、質の確保がなされた調査結果が得られるよう慎重に行いたいと考えている。また同調査の対象は約38,000企業の規模があり、限られた期間内に調査を行うことから、業者側においても十分な財務及び人的基盤などが必要であると考え。以上の理由から原案のままをしたい。
2	4 民間競争入札に参加する者の募集 (2) 入札実施手続 ア 提出書類 また、法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付することとする。	入札時に親会社の役員など幹部社員からも、当該書類を集めるのは負担が大きい。落札後に提出で良いのではないか。	平成18年12月13日付け、官民競争入札等監理委員会事務局発出の事務連絡「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」により、暴力団の排除に関する欠格事由(入札参加資格)の審査は落札者決定までに実施することとされており、その審査に必要な書類であることからご理解いただきたい。 <a href="http://www5.cao.go.jp/koukyo/houritsu/file/jimu1.pdf">http://www5.cao.go.jp/koukyo/houritsu/file/jimu1.pdf</a>